

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

横須賀市

2 地域再生計画の名称

空き教室を活用する子育て支援

3 地域再生の取組を進めようとする期間

地域再生計画の認定の日から平成 21 年 3 月

4 地域再生計画の意義及び目標

横須賀市は、神奈川県の中東三浦半島の中央部にあって、東周は東京湾、西周は相模湾に面している。明治 40 年に市制が施行され平成 13 年に中核市となった。

横須賀市は、自然環境をはぐくみながら、人々がさまざまな交流を広げ、豊かでゆとりある安心した生活を実現し、海から世界へ、そして未来へと開いていく、「国際海の手文化都市」を目指している。

横須賀市基本構想（平成 9 年 3 月 25 日議決）では、まちづくりの推進姿勢として「市民協働によるまちづくり」を位置づけている。市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を目指し、市民による自発的な活動や市民公益活動の意義を一層深く認識し、節度あるパートナーシップをもって、「市民協働によるまちづくり」を積極的に推し進めているところである。

このような中、次代の横須賀市を担う子ども達を地域ぐるみで育てていくことは横須賀市として重要な課題であるが、第 2 次ベビーブーム最後の年といわれる昭和 49 年以降、わが国における出生数と合計特殊出生率は低下の一途をたどってきた。特に昭和 60 年以降は低下傾向が著しく、歯止めがきかない少子化が続いており、横須賀市も例外ではない。他方で、共働き家庭が増大していることも踏まえ、早急な対応が必要となっている。

このため、横須賀市では「子ども自身が育つ力をはぐくみ社会全体で子育て家庭を支援」をしていく必要があると考え、子育て環境の整備などの施策の充実を図っている。そして、学童クラブは市民公益活動団体と認め、「放課後児童健全育成事業補助金」を交付し財政的支援をしている。

市内の学童クラブは平成 8 年度に 11 クラブであったが、平成 15 年度では 28 クラブに増えており、今後も増加することが予想されている。学童クラブは、多数の児童が利用するため、敬遠されることが多く施設を探すのに苦労している。また、児童が安全にのびのびと育つ環境にない施設もある。

そこで、今回「子ども自身が育つ力をはぐくみ社会全体で子育て家庭を支援」するために、放課後学校から移動する必要がなく、安全性が高く良好な環境である空

き教室を活用し学童クラブに使用させることとするものである。

なお、平成 16 年度は、現在空き教室のある 7 市立小学校で実施するが、平成 17 年度以降は空き教室が生じた学校については追加して実施することを検討する。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

次代を支える子どもの人数が減少することは大きな社会問題である。出生数や合計特殊出生率の低下をくい止めるためには、子育てしやすい社会にすることが不可欠である。核家族化が進んでいる現代においては、社会全体で子育て支援をする必要がある。

学校という公共性の高い、安全で充実した環境の中で空き教室を活用して学童クラブの運営を行うことによって、保護者に安心感を与え、家庭の経済的負担も減らすことができる。具体的には、新たに学童クラブを利用する人数は 60 人増と見込んでおり、その分上記のようなメリットを地域全体で共有することになると考えられる。学童が増えれば、指導員の増加につながる。また指導員と教員の連携により児童への教育等の充実が期待できる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

番号 10801

名称 補助金等で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

公立学校施設整備費補助金等を受けていない久里浜小学校の空き教室においても、平成 16 年度に同様の取り組みを実施する。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

地域再生計画（別紙）

1 支援措置の番号及び名称

番号 10801

名称 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

2 当該支援措置を受けようとする者

横須賀市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成 16 年度から横須賀市が横須賀市立小学校の空き教室を活用して、「子ども自身が育つ力をはぐくみ社会全体で子育て家庭を支援」するため、営利を目的としない学童クラブ（市は学童クラブに補助金を交付している。交付実績に基づき厚生労働省は市に補助金を交付している。）に行政財産目的外使用許可（許可は年度ごとに更新、使用料免除）をするものである。

（支援措置の適用要件について）

- ① 夏島小学校、豊島小学校、鴨居小学校、神明小学校、山崎小学校、岩戸小学校、大矢部小学校は昭和 39 年条例第 39 号「市立学校設置条例」において設置されている学校であり、廃校校舎等の転用の弾力化について、横須賀市が認定申請するものである。
- ② 次代を支える子どもの人数が減少することは大きな社会問題である。出生数や合計特殊出生率の低下をくい止めるためには、子育てしやすい社会にすることが不可欠である。核家族化が進んでいる現代においては、学校という公共性の高い、安全で充実した環境の中で空き教室を活用して学童クラブの運営を行うことによって、社会全体で子育て支援をする必要がある。
具体的には、新たに学童クラブを利用する人数は 60 人増と見込んでおり、その分上記のようなメリットを地域全体で共有することになると考えられる。学童が増えれば、指導員の増加につながる。また指導員と教員の連携により児童への教育等の充実が期待できる。
- ③ 小学校の空き教室を学童クラブ施設として資源の有効活用をするものである。空き教室の活用が必要である理由は、学童クラブは多数の児童が利用するため、敬遠されることが多く、施設を探すのに苦労している。また、児童が安全にのびのび育つ環境にない施設もあるため、「子ども自身が育つ力をはぐくみ社会全体で子育て家庭を支援」するに当たっては、学校という公共性の高い、安全で充実した環境の中で空き教室を活用することが不可欠である。
- ④ 地域活性化等のため、営利を目的としない学童クラブが行う学童保育は公益活

動である。公有財産規則（昭和 46 年規則第 26 号）第条 30 第 2 項には「使用料の減額又は免除は、前項の規定による申請のつど市長が定める。」という規定がある。規則の取り扱い基準である、行政財産目的外使用許可についての基準（平成 16 年 4 月 1 日）の 7 使用料の減免・免除において、「その他、上記の使用形態に類似し、または減免することが社会公共の利益の増進に寄与すると認められる場合」に該当するものとして、使用料は免除し行政財産目的外使用許可（許可は年度ごとに更新）をするものである。その際、関係法令の規定に反しないよう実施する。

- ⑤ 別添の「教育に支障の無い利用状況の検討」のとおり、本地域再生計画は学校教育に支障はない。